

申請書記載例等

り災証明書等の申請に準備するもの

1 り災（届出）証明申請書

2 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）の提示

- ※ 委任の場合は委任を受けた代理人の本人確認書類を提示してください。
- ※ 郵便申請の場合は写しを添付してください。

3 その他必要に応じて提出いただくもの（主なもの）

(1) り災状況が確認できる写真（物件全体とその被害箇所が確認できるもの）※次の①、②の場合等

- ① り災届出証明書（り災証明書の交付に該当しない建物被害を含む）の交付希望の場合
- ② 修繕等により被害状況が確認できない場合 等

※住まいの被害写真についてはチラシ「住まいが被害の受けたときに最初にする事」を参考にしてください。

(2) 委任状（本人以外の方が代理で申請する場合）

※ 市内に住民登録のある同世帯の方が申請する場合は省略できます。

(3) 返信用封筒（証明書の郵送希望の場合）

※ 返信先の記載、切手を貼ったものが必要です。

(4) 修繕見積書（修繕済または修繕中の場合）

※ 修繕箇所の内容が分かるもの。

(5) り災場所の位置図（建物の被害場所が特定できない場合）

(6) 居住を客観的に証明するもの（住家の被害で被害場所に住民登録がない場合）

※ 公共料金の領収書（直近3月分）、郵便物等の世帯構成員の居住事実を証明できるもの。

※り災後3月以内に申請してください。

記載例

様式第1 (第2条、第3条関係)

り災 (届出) 証明申請書

令和2年8月2日

鹿児島市長 殿	申請者 (り災した人) 住所 鹿児島市山下町11-1
	ふりがな かごしま たろう 氏名 鹿児島 太郎
	電話 099-216-1179
	代理人氏名 鹿児島 花子 申請者との関係 妻 <small>※本人以外の申請は委任状が必要です (市内に住民登録のある同世帯の方が申請する場合は委任状を省略できます)。</small>
下記の災害により、り災したことを証明願います。	
り災した日	令和2年7月30日
り災原因	<input checked="" type="checkbox"/> 豪雨 (大雨) <input type="checkbox"/> 台風 (号) <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他 ()
り災した場所	鹿児島市山下町11-1
り災した物件	<input checked="" type="checkbox"/> ①申請者が生活の本拠として日常的に使用している住居 (住民登録に 同じ ・別) <input type="checkbox"/> ②上記①の住居以外の建物 (店舗・事務所など) <input type="checkbox"/> ③上記①②以外 ()
り災の状況 (具体的に)	豪雨により、1階がほぼ浸水した。浸水した外壁や内装がすべて剥がれ落ちて、中の板がむき出しになった。
申請者とり災した物件との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理人 <input type="checkbox"/> 居住者 <input type="checkbox"/> その他 ()
提出先	<input checked="" type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> その他
合計	1 通

※必要書類：被害箇所等の写真、申請者 (代理の場合は代理人) の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等)

市記載欄

り災届出証明書

上記のとおり、り災の届出がなされたことを証明します。

年 月 日

鹿児島市長

印

※この証明書は、災害による建物以外に対する被害について写真等で確認の上、発行しています。被災者からのり災の届出があったことを証明するものであって、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

申請内容についてお問い合わせをする場合がございますので、電話 (連絡先) をご記入ください。

※り災した物件が①に該当する場合の記載

住所はり災したときに居住していた住所をご記入ください。

代理人の氏名と申請者との関係をご記入ください。

代理人の場合は委任状が必要になります (鹿児島市内に住民登録のある同世帯の方の場合は委任状を省略できます)。

り災した日： 災害発生日 (又は建物などが被害にあった日)

り災原因： 原因となった災害の種類

り災した場所： 被害のあったところ (マンション等は建物名・号室まで) をそれぞれご記入ください。

り災した物件：

①： 日常的に使用している住居の場合は①にチェックし、住民登録の該当部分を「○」で囲んでください。

②： ①以外の建物 (店舗、事務所、アパート等の所有者 (り災した場所に居住していない) 等は②にチェックをしてください。

③： ①、②のいずれにも当てはまらない場合 (カーポートや塀などの工作物等) は③にチェックし、() に具体的にご記入ください。

り災の状況 (具体的に)： 具体的な被害の内容をご記入ください。

※り災した物件が複数ある場合は、その該当する番号にチェック (例えば、住宅付店舗は①と②にチェック) をしてください。

※③は申請書をそのまま使用し、り災の届出があったことを証明する「り災届出証明書」を発行します。提出先に分かるように「り災の状況」をご記入ください。また、①、②の場合でもベランダや玄関ポーチなどの「災害の被害認定基準」に当たらない部分の被害は、結果として「り災届出証明書」になる場合があります。

り災した物件との関係：

その他の例：相続人 (現所有者)、使用者 など

提出先： 官公署かその他 (官公署以外) を選択してください。

交付枚数は原則1枚です。原本は提示用として使用し、提出が必要な場合は写しを提出してください。再交付はいたしませんので、原本は大事に保管してください。

委任状

鹿児島市長 殿

記入日：令和 年 月 日

代理人（申請者）

現住所
(所在地)

氏名
(法人名)

電話番号

私は、上記を代理人と定め、私のり災（届出）証明に関する申請及び受領を委任します。

委任者（頼む方）

現住所
(所在地)

氏名
(法人名)

印

※個人の場合、自署以外は押印が必要です。

※法人の場合、記名押印（法人名の入った印鑑）してください。

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

日中に連絡のとれる電話番号

Q&A

Q1 申請に写真は必要ですか。

A1 次の①、②の場合などのとき、り災状況が確認できる写真（物件全体とその被害箇所が確認できるもの）が必要になります。

- ① り災届出証明書（り災証明書の交付に該当しない建物被害を含む）の交付希望の場合
- ② 修繕等により被害状況が確認できない場合 等

なお、国は住居の被害写真撮影について、チラシ「住まいが被害の受けたときに最初にする事」を作成し、「家の被害状況を写真で記録しましょう（片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます）」と促進しています。

Q2 落雷により、冷蔵庫が壊れた。り災証明は出ますか。

A2 現在、鹿児島市では落雷による被害に対して、り災証明書等を発行していません（落雷と被害との因果関係を証明することが困難なため）。

Q3 住家等の被害と工作物等の被害のどちらもある場合、申請書はどうなりますか。

A3 申請書は1枚記入していただき、り災証明書とり災届出証明書をそれぞれ発行します。

Q4 市のホームページには、り災証明書に関する情報はどこにありますか。

A4 次のURLに公開しています。

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/zeimu/shisanzei/risaisyoumei/risaisyoumei.html>

（参考）内閣府「防災情報のページ」（災害に係る住家の被害認定）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/unity.html>

Q5 火災によるり災証明書は、どこで取れますか。

A5 消防局予防課または最寄りの消防署予防指導係が窓口になります。

ただし、被災者生活再建支援法適用時には、すべての災害による被害ということで資産税課または各支所の税務課が窓口になりますが、資産税課等が発行するり災証明書以外に、火災による被害の証明が必要な場合は、別途、消防局予防課または最寄りの消防署予防指導係に申請が必要になります。

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真をとると、被害の大きさが良くわかります。

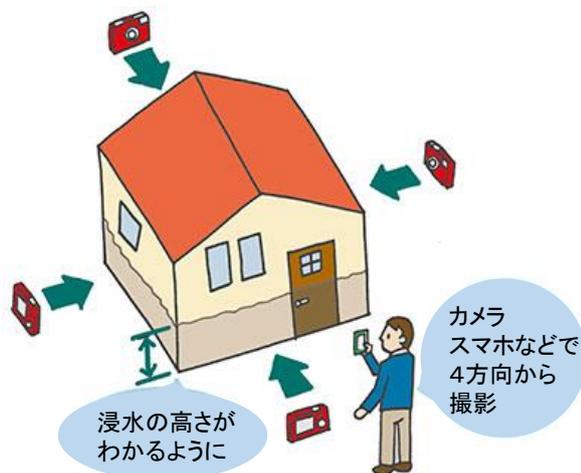
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

＜想定される撮影箇所＞

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

＜イメージ図＞



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。

